

物品等業者指名要綱

平成 7 年 3 月 28 日

6 葛総経第 397 号区長決裁

改正 平成 25 年 3 月 25 日 24 葛総契第 907 号

平成 26 年 11 月 7 日 26 葛総契第 483 号

令和 7 年 6 月 12 日 7 葛総契第 196 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、葛飾区が発注する物品の売買及び借入れ、印刷製本の請負、委託その他の契約に係る指名競争入札に参加させる者の指名（以下「指名」という。）について必要な事項を定め、指名競争入札の透明性、競争性及び公平性を確保することを目的とする。

(方針)

第 2 条 指名に当たっては、透明性、競争性及び公平性の原則を基本とするとともに、区内中小企業の育成を図るため、区内業者（葛飾区における競争入札参加者の選定に係る区内業者等の認定基準（平成 21 年葛総契第 376 号総務部長決裁）第 2 条第 2 項第 1 号で定める者をいう。）の指名に配慮する。

2 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）に基づき中小企業庁が証明した官公需適格組合については、指名に配慮する。

(指名方法)

第 3 条 指名は、次に掲げる事項を考慮して行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 登録業種
- (4) 履行能力
- (5) 指名回数
- (6) その他特別な事情

(指名業者数)

第 4 条 指名業者数は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める数とする。

- (1) 物品の売買及び借上げ並びに印刷製本の請負契約

予定価格	指名業者数
2,000 万円以上	10 者以上
1,000 万円以上 2,000 万円未満	7 者以上

300 万円以上 1,000 万円未満	5 者以上
80 万円以上 300 万円未満	3 者以上
80 万円未満	2 者以上

(2) 委託その他の契約

予定価格	指名業者数
5,000 万円以上	10 者以上
2,000 万円以上 5,000 万円未満	8 者以上
1,000 万円以上 2,000 万円未満	7 者以上
300 万円以上 1,000 万円未満	5 者以上
50 万円以上 300 万円未満	3 者以上
50 万円未満	2 者以上

- 2 公募型指名競争入札における指名業者数は、前項の規定にかかわらず 2 者以上とする。

(その他)

第 5 条 仕様が特殊である等特別な事情がある契約に係る指名については、この要綱の規定を適用しないことができる。

付 則 (平成 7 年 3 月 28 日 6 葛総経第 397 号)

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 25 年 3 月 25 日 24 葛総契第 907 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 26 年 11 月 7 日 26 葛総契第 483 号)

この要綱は、平成 26 年 11 月 7 日から施行する。

付 則 (令和 7 年 6 月 12 日 7 葛総契第 196 号)

この要綱は、令和 7 年 6 月 13 日から施行する。